佐倉市赤ちゃんの駅事業実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、乳幼児を抱える保護者が安心して外出を楽しめる環境づくりを推進するとともに、地域全体で子育てを支える意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この要領において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 赤ちゃんの駅 以下のいずれか一方又は両方の提供が可能な施設等であり、希望する者が無料で利用できるものをいう。
 - ① おむつ替え
 - ② 授乳
- (2)施設等 佐倉市内の公共施設及び民間施設であって、来訪者を限定しない施設をいう。ただし、以下のすべてを満たすこととする。
 - ① 子どもの健全な育成を妨げるおそれのある施設でないこと。
 - ② 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。
- ③ 宗教的又は政治的な目的を有し、市の中立性を損なうおそれのある施設でないこと。
 - ④ 公序良俗に反する施設でないこと。

(登録基準)

- 第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設等は、次に掲げる基準を満たしているものとする。
 - (1)屋内において次のいずれかに該当する設備を有していること
 - ア おむつ替え台、ベビーベッドその他これらに準ずるおむつ替え用の設備
 - イ 授乳のできる設備
 - (2) 次のすべてに該当すること
 - ア 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行っていること
 - イ 赤ちゃんの駅の利用料は、無料であること
 - ウ 授乳のできる設備については、四方を隔壁で仕切られた部屋又はパーテ

ーションやカーテン等で仕切られたスペース等、プライバシーが確保され、利用 者が外部の目を気にせず、安心して授乳ができるものであること

(赤ちゃんの駅への登録)

- 第4条 赤ちゃんの駅への登録を希望する施設等の管理者は、佐倉市赤ちゃんの駅登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、現場調査を行う等により確認し、佐倉市赤ちゃんの駅登録承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者へ通知するものとする。
- 3 登録された施設(以下「登録施設」という。)の利用時間、利用場所や写真等の情報は、市のホームページや刊行物、その他適当と認める方法により公表し、広く周知するものとする。
- 4 登録施設の管理者は、広告等に登録施設である旨を表示することができる。

(運営管理)

第5条 登録施設の管理者は、自己の責任において赤ちゃんの駅の運営管理に当たるものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営管理の責任者を置くこと。
- (2)出入口をはじめ、登録施設の内外において、設備等の場所を案内するよう配慮すること。
 - (3)登録施設の利用にあたっての安全の確保は、十分に配慮すること。
- 2 登録施設の管理者は、安全管理及び衛生管理の観点から、次に掲げる事項に 努めるものとする。
 - (1) 換気、保温、清掃等による清潔で良好な状態の維持
- (2) 感染症蔓延防止のための定期的な消毒等
- (3) 事故や盗難防止等の安全管理
- (4) 不審者の侵入等の防止
- 3 調乳用のお湯を提供する場合にあっては、乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて(平成 19 年 6 月 5 日付け食安基発第 0605001 号、食安監発第 05605001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長通知)に基づきお湯を提供すること
- 4 赤ちゃんの駅の設備は、登録施設の管理者が自己の責任において提供する

ものとし、その提供は佐倉市赤ちゃんの駅登録申請書に記載された内容に基づき行うものとする。

(利用者)

第6条 利用者は、原則として、乳幼児(概ね3歳未満の児童)連れの保護者で、 利用は授乳又はおむつ替えを行う場合に限るものとする。

(標示)

第7条 登録施設は、標示用のステッカー等を施設等の出入口など利用者の目につきやすい場所に掲示するとともに、外出中の親子が気軽に授乳やおむつ替えができるような環境づくりに努めるものとする。

2 ステッカー等については、市が用意し、その掲示及び管理は、登録施設の管理者が行うものとする。

(登録の変更・廃止)

第8条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、佐倉市赤ちゃんの駅登録変更(廃止)届出書(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は廃止の届け出があった場合は、佐倉市赤ちゃんの駅登録変更(廃止)通知書(様式第4号)により、その旨を通知するものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、登録施設を営む者又は登録施設が法令に違反したとき、その他 登録施設として適切でなくなったと認められるときは、登録を取り消すことが できる。

- 2 市長は、前項により登録を解除した場合は、理由を付して佐倉市赤ちゃんの 駅登録解除通知書(様式第5号)により登録施設の管理者へ通知するものとする。
- 3 登録施設の管理者は、登録を取消された場合、速やかにステッカー等の掲示を外すものとする。また、広告等に登録施設である旨を標示している場合、削除することとする。

(実施状況報告等)

第10条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じて実施状況について報告を求めることができる。また、市長は、必要に応じて登録施設の実施状況を確認することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年2月15日から施行する。

佐倉市赤ちゃんの駅登録申請書

(宛先) 佐倉市長

所在地 申請者 法人名 代表者名

赤ちゃんの駅の登録を受けたいので、佐倉市赤ちゃんの駅事業実施要領第4 条第1項の規定により、次のとおり申請します。

登録施設名	
所在地	₸
	佐倉市
	電話番号:
提供設備	ア おむつ替え イ 授乳 (○で囲む)
利用可能日時	曜日:
	時間:
ホームページ	
その他設備	ア お湯 イ トイレのベビーチェア
	ウ 子ども用トイレ エ その他()
備考	(※利用にあたっての留意事項等を記載)

担当者氏名	
連絡先	電話番号:
	メールアドレス:

佐倉市赤ちゃんの駅登録承認 (不承認) 通知書

様

佐倉市長 印

年 月 日付で申請があった赤ちゃんの駅の登録について、承認 (不承認)したので、佐倉市赤ちゃんの駅事業実施要領第4条第2項の規定に より通知します。

1 承認します。

登録施設名	
所在地	〒
	佐倉市
提供設備	ア おむつ替え イ 授乳
備考	

2 承認しません

不承認の場合の	
理由	

佐倉市赤ちゃんの駅登録変更(廃止)届出書

(宛先) 佐倉市長

所在地 申請者 法人名 代表者名

赤ちゃんの駅の登録を変更(廃止)したいので、佐倉市赤ちゃんの駅事業実 施要領第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(変更する項目について記載してください)

登録施設名	
所在地	=
	佐倉市
	電話番号:
提供設備	ア おむつ替え イ 授乳
利用可能日時	曜日:
	時間:
ホームページ	
その他設備	
備考	

担当者氏名	
連絡先	電話番号:
	メールアドレス:

佐倉市赤ちゃんの駅登録変更 (廃止) 通知書

様

佐倉市長 印

年 月 日付で届出があった赤ちゃんの駅登録の変更(廃止)について、佐倉市赤ちゃんの駅事業実施要領第8条第2項の規定により通知します。

以下の施設において、赤ちゃんの駅登録の変更(廃止)を承認します。

登録施設名	
備考	

佐倉市赤ちゃんの駅登録解除通知書

様

佐倉市長 印

年 月 日付で登録を承認した赤ちゃんの駅について、佐倉市赤ちゃんの駅事業実施要領第9条第2項の規定により登録を解除します。

登録施設名	
登録解除の理由	